

【医師用】

## 登園許可書（治癒証明書）

トモエこぐま保育園長殿

園児氏名

病名

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、  
登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記感染症につきまして意見書を提出いただきますようお願い申し上げます。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症（登園許可証が必要）

| 感染症名                        | 感染しやすい期間                             | 登園のめやす   |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 麻疹（はしか）                     | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで                  | 解熱後3日を経過してから   |
| インフルエンザ                     | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3日を経過するまで）       |
| 風しん                         | 発しん出現の前7日から後7日間くらい                   | 発しんが消失してから   |
| 水痘（水ぼうそう）                   | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで                   | すべての発しんが痂皮化してから  |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                      | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで              |
| 結核                          |                                      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                 | 発熱、充血等症状が出現した数日間                     | 主な症状が消え2日経過してから  |
| 流行性角結膜炎                     | 充血、目やに等症状が出現した数日間                    | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから                                  |
| 百日咳                         | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで           | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで                    |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） |                                      | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎                    | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                    |                                      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |

【保護者用】

## 登園届 (保護者が記入)

トモエこぐま保育園長殿

園児氏名

年 月 日に (医療機関名) において

(病名) と診断されました。

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園します。

年 月 日

保護者名

印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、感染しやすい期間、登園のめやすを参考にかかりつけ医師の診断に従い登園届の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。(保育園では安静を保つことはできません。)

○ 医師の診断を受けて医師の許可のもと登園できる感染症 (保護者記入の登園届が必要)

| 感染症名                         | 感染しやすい期間   | 登園のめやす                         |
|------------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症                       | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間                              | 抗菌薬服用後24～48時間経過していること          |
| マイコプラズマ肺炎                    | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                              | 発熱や激しい咳が治まっていること               |
| 手足口病                         | 手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間                               | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(リンゴ病)                  | 発しん出現前の一週間   | 全身状態が良いこと                      |
| ウイルス性胃腸炎<br>(ノロ、ロタ、アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後一週間(量は減少していくが、数週間はウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること       |
| ヘルパンギーナ                      | 急性期の数日間(便の中に一週間程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)               | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症                    | 呼吸器症状のある間  | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと            |
| 帯状疱疹                         | 水泡を形成している間   | すべての発しんが痂皮化してから                |
| 突発性発疹                        |  | 解熱し機嫌よく全身状態が良いこと               |
| 伝染性膿痂疹(とびひ)                  | かさぶたにも感染性がある                                       | 皮疹が乾燥しているか、ガーゼなどで覆えること         |
| アタマジラミ                       |  | 駆除を開始していること                    |